

JR 赤穂線沿線地域かき PR ポスター等作成事業に係る提案書等作成要領

1 提案書等として提出する資料の種類及び提出部数

次の資料（以下「提案書等」という。）を留意事項に従い作成し、提出すること。

- (1) 提案書（様式第4号）……原本1部
- (2) 提案説明書（任意様式・A4用紙1枚程度）……20部
 - ・1部のみに業者名を記載し、他19部には業者名を記載しないこと。
 - ・デザインのポイントやコンセプト等を簡潔に分かりやすくまとめること。
- (3) チラシ見本（A4判・両面印刷）……20部
 - ・1部のみに業者名を記載し、他19部には業者名を記載しないこと。
 - ・ポスターについては、チラシの表面と同じデザインとなるため、提出不要。
- (4) 見積書（任意様式）……原本1部
 - ・会社名及び役職、代表者名、担当者名、連絡先を明記すること。
 - ・見積金額の内訳が確認できるように記載すること。

2 全般的留意事項

提案書等の作成に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 提出された提案書等に基づき審査を行い、その内容に応じて採点する。このため、提案者の提案内容がわかるようにテーマや工夫等を具体的に記載すること。
- (2) JR 赤穂線沿線地域活性化連絡会議（以下「連絡会議」という。）事務局が提示した仕様書の内容と異なる提案を行う場合は、変更点を明確にするとともに、変更理由を明確に記載すること。
- (3) 素材の仕様に係る使用料その他一切の費用も含めて見積額を算出することとし、見積書に記載した金額の中で提案内容を実施できることとみなす。
- (4) 提案書等を受け付けた後の資料の追加及び修正は認めない。
- (5) 提案は1者1案とする。

3 著作権

- (1) 契約を締結する提案者の技術提案に係る著作権については、契約により連絡会議に帰属することとするが、契約を締結するまでは当該提案者に帰属する。
- (2) 契約を締結しない提案者の技術提案に係る著作権については、当該提案者に帰属する。
- (3) 二次的使用ができないものや別途使用料等が必要となるもの等は、原則として使用しないこと。
- (4) 企画したデザインについて、提案者の責めに帰すべき事由によって著作権に関わる問題が発生した場合は、全て提案者の責任となる。

4 審査方法

提案書等の内容については、次に基づき審査する。

審査項目		配点
技術提案	1 合目的性・伝達力 ・テーマが伝わってくるか。 ・必要な情報が記載されているか。	25
	2 情報発信 ・沿線地域が「かき」の産地であることがPRできているか。	10
	3 訴求力 ・見た人に「かき」を食べに行きたいと思わせる訴求力・インパクトがあるか。	40
	4 独創性 ・デザインのオリジナリティがあるか。 ・沿線地域のイメージアップに繋がるものか。	20
見積	5 経費見積 ・見積書の内容は妥当なものか。	5
計		100